

# 地公退エース

No. 155  
2024. 2. 15  
定価一部20円  
(会員の購読料は  
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F  
地方公務員退職者協議会

03-3262-15546

## 来年の年金改正にむけ、議論が本格化 24年度の年金額の改定 2・7%の引き上げ

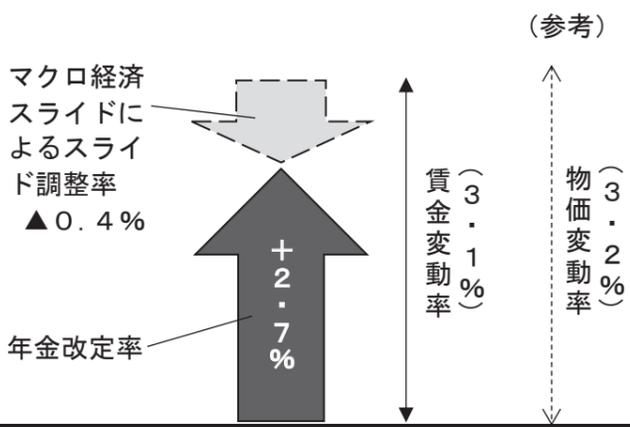
1月19日、厚生労働省は、24年4月から年金額が2・7%引き上がることを公表した。また、本年は、5年ごとに行われる公的年金の財政検証が実施され、来年の年金改正にむけた議論がいよいよ本格化する。以下に、年金制度改革をめぐる最近の動向について報告する。

### 年金額改定 2年続けてプラス、実質は目減り

24年度の年金額の改定は、賃金変動率が物価変動率を下回ったため、「新規裁定者」（67歳年度末まで）及び「既裁定者」（68歳

到達年度から）ともに、賃金変動率を使って改定を行うこととなった。

図表1 2024年度の年金額改定のイメージ



出所：厚生労働省資料をもとに地公退作成

3・1%からマクロ経済スライド調整率▲0・4%を差し引いた、+2・7%となった。年金額は増えるものの、物価や賃金の伸びには追いついていないため、実質的に目減りすることになった。

### 年金の財政検証をうけ、改革の動きが加速

年金制度については、22年10月から社会保障審議会年金部会において、次期改正にむけた議論が進められている。また、本年は、

図表2 次期制度改正に向けた主な検討事項(案)

- ①総論的な事項
  - ・ 公的年金の役割
  - ・ 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方
  - ・ 公的年金と私的年金の連携
  - ・ 制度の周知、広報・年金教育
- ②現役期と年金制度の関わり
  - ・ 被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）
  - ・ 子育て支援等
  - ・ 障害年金
  - ・ 標準報酬月額の上限
- ③家族と年金制度の関わり
  - ・ 遺族年金
  - ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等（いわゆる「年収の壁」等）
  - ・ 第3号被保険者制度
  - ・ 加給年金
- ④その他の高齢期と年金制度の関わり
  - ・ 高齢期の働き方（在職老齢年金制度等）
  - ・ 基礎年金の拠出期間延長
  - ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致
  - ・ 年金生活者支援給付金

出所：第4回社会保障審議会年金部会（2023年5月30日）の事務局資料

■企業規模要件の撤廃等が課題  
全世代型社会保障構築会議の報告書が22年12月に公表された。この報告書は、改革の方向性の一つとして「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」を掲げた。フルタイム労働者、短時間労働者、複数の事業所で勤務するマルチワーカーなど、どのような働き方であっても被用者保険が適用されるようにして、ふさわしい社会保障が得られるようにしようというものだ。労働時間が短くても働いた分だけ厚生年金に結び付けることによって、将来の年金を充実させることができるし、また、雇用主が社会保障の事業主負担を回避しようとい

図表3 短時間労働者に対する現在の被用者保険の適用要件

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること
- ②賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上であること
- ③学生を適用対象外とすること
- ④一定規模以上の企業を強制適用対象とすること

この間の年金制度改革の柱の一つが被用者保険の適用拡大だ。90年代以降、労働者派遣法など労働法制の規制緩和が進められる中で、厚生年金に加入していない短時間労働者が増え続けることとなった。短時間労働者の多くは女性が占めているが、低賃金の解消と合わせ、老後の生活を支える年金水準等の向上が喫緊の課題となり、被用者保険の適用拡大が進められてきた。

■本年10月から企業規模50人超へ  
16年10月から図表3のとおり被用者保険の適用要件が緩和され、従業員数500人超の企業等で、週20時間以上勤務する短時間労働者を対象に実施されることとなった。その後、22年から企業規模100人超等に適用され、本年10月から企業規模50人超等まで拡大されることとなっている。

### 被用者保険の適用拡大と勤労者皆保険の実現

厚生労働省によれば、16年からの短時間労働者への被用者保険の適用拡大等（本年10月からの適用拡大を含む）によって、さらに180万人の加入拡大が見込まれているが、それでも厚生年金への未加入者は1千万人弱が存在することになり、さらなる適用拡大が課題となっている。

う動きも抑えることが期待できる。

取り組むべき課題として「勤労者皆保険」の実現にむけた方針が示された。まず、2つの優先課題として、①週20時間以上の短時間労働者について「企業規模要件の撤廃について早急に実現を図るべき」、②「5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消を早急に図るべき」をあげている。

そのうえで、③5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用をはかる道筋を検討すべき、④週20時間未満の短時間労働者への適用拡大の具体的方策について着実に検討を進めるべき、また、マルチワーカーの適用拡大に向けて具体的な検討を進めるべき、⑤フリーランス・ギグワーカーの適用拡大について引き続き検討すべき、としている。

次期年金制度改正にむけて、週20時間以上の短時間労働者への企業規模要件の撤廃はもちろんのこと、さらに「5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消」、週20時間未満の短時間労働者への適用拡大」等の課題を前進させ、すべての働く者が加入する年金制度を実現することが重要となっている。

### 基礎年金の拠出期間の45年化と財源確保

現行の基礎年金制度は、保険料拠出期間が20歳以上60歳未満の40年間で、年金給付は65歳からとなっている。基礎年金は、85年の年金改正でつくられた。当時の公的年金制度は8つの制度に分立しており、産業構造の変化等によって財政基盤が不安定になる等の問題をかかえていたため、国民共通の基礎年金を1階部分として創設し、2階部分を厚生年金等の報酬比例年金として再編成した。

基礎年金が導入された頃は、一般的な就労年齢が60歳の時代だったが、今では60歳を過ぎても働く人が増え、25年には65歳までの雇用確保措置がすべての企業で義務化される。また、厚生年金の支給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられており、男性で25年、女性で30年に65歳支給となる。男女とも平均余命が伸び、かつ65歳までの就労が当たり前となってきた中で、基礎年金制度が60歳までの40年拠出を変えていないことで、次のような不合理が生じている。

#### ■拠出期間40年は時代遅れ 45年化は喫緊の課題

60歳を超えて厚生年金に加入する被保険者にとっては、保険料を60歳前と同じように負担しても60歳以降は基礎年金に反映されない。60歳以降、厚生年金の加入期間が40年に達していなければ、40年に達するまでの期間は、「経過的加算」として上乘せ措置があるが、それ以外の人は、同じ18・3%の保険料負担をしながら、基礎年金は増えない。

また、国民年金の加入者も、60歳を過ぎると加入することができず、年金を増やしたくても増やすことができない。未納・未加入期間があつて、40年に達していない人のみが任意加入できることにとどまっている。拠出期間40年は、この間の平均余命や就労期間の延びに対応できておらず、時代遅れとなっており、拠出期間の45年化は喫緊の課題だ。

#### ■拠出期間が5年延びることのメリット

基礎年金の拠出期間が40年から45年に延びた場合、老齢基礎年金（満額）は12・5%（40分の45）増えることとなる。拠出期間45年化によって、国民年金加入者は負担増になるのでないかという誤解が一部にあるが、実際には保険料を負担した分だけ年金額が増えるのでそのようなことはない。

基礎年金には、2分の1の国庫負担が含まれるので、納付した保険料より多くのリターンが見込まれ、年金の給付水準の引き上げの効果は大きい。しかも、国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となるので、節税のメリットもある。また、いわゆる「年収の壁」を意識するあまり、雇用期間を調整して厚生年金への加入を避けるケースも見られるが、女性の「長生きリスク」を考えると、長い目で見れば厚生年金に加入する選択がベターな

ケースも多く、正確な情報の周知が不可欠だ。

厚生年金の被保険者は、拠出期間が45年に延びても70歳未満まで加入資格があるので、保険料負担は変わらない。先に記した「60歳以降、保険料を納付しても基礎年金に反映されない」という不合理も解消されることとなる。現状では、厚生年金被保険者の被扶養配偶者は、第3号被保険者になるのは60歳未満に限られるが、拠出期間が45年化されると、65歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者となり、基礎年金が増額する。

#### ■拠出期間45年化へ 1/2国庫負担の財源確保を

拠出期間の45年化は、14年と19年の財政検証時に議論されたが、具体的に前進は見られなかった。これは、拠出期間を延長する5年分の給付について、1/2国庫負担相当分である1兆円程度の追加財源をどうするか、という課題が解決できていないからだ。早急に財源確保に結論を出し、拠出期間45年化を実現することが急務となっている。

### マクロ経済スライドの調整期間の一致

図表4のとおり、年金給付の財源は、保険料収入、国庫負担、積立金の3つがある。保険料は段階的に引き上げられ、現在、厚生年金が18・3%、国民年金が16、520円（23年度）で固定されている。国庫負担には基礎年金の1/2に相当する額等が含まれる。

当該年度の保険料収入と国庫負担でその年度の年金給付を支払うこととなるが、仮に支払額が不足する場合は、積立金で補填することによってその年度の収支バランスを保つこととなる。

#### ■収支バランスをいかに保つか

現在は、公的年金の収支バランスはほぼ均衡している。しかし、過去に行われた財政検証結果からは、今後、平均余命が延びることから年金受給者は増えていくが、人口減少・少子化によって年金を支える現役世代の減少が見込まれている。年金給付が増える一方で、保険料収入は減少し、将来の年金の収支バランスが悪化していくことが想定されている。

その対策として、04年にマクロ経済スライドが導入され、財源の範囲内で給付水準を自動調整することとなり、年金給付の抑制措置がはかられることとなった。しかし、デフレが続く中で、長らくマクロ経済スライドは機能せず、15年になってようやく初めで発動されることとなった。

#### ■基礎年金の水準・所得再分配機能の低下を放置できない

19年の公的年金の財政検証（追加試算）における見直し（経済ケースⅢ）では、厚生年金は6年間でマクロ経済スライドの調整が完了するものの、基礎年金は完了までに27年を要するという結果となった。このまま放置すれば、基礎年金の給付水準並びに所得再分配機能が著しく低下する。基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間を短くするため、まず前記の「勤労者皆保険」と「基礎年金拠出45年化」を速やかに実現したうえで、スライド調整期間を厚生年金と一致させる方策を実施することが課題となっている。

以上、次期年金制度改正にむけた課題のうち3点について記した。他の課題を含めて今後の議論動向に留意しつつ、退職者連合に結集して取り組もう。

図表4 公的年金の収支バランスのイメージ

